

令和3年度 和歌山県交通安全県民運動推進要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間

3 主催

和歌山県、交通事故をなくする県民運動推進協議会

4 推進機関及び団体(以下「推進機関等」という)

別表のとおり

5 運動重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- (4) 飲酒運転の根絶

6 交通安全運動及び交通安全指導の日

各季の交通安全運動等は、本要綱に基づき積極的に推進する。

- (1) 全国交通安全運動
春の全国交通安全運動：4月6日(火)から4月15日(木)
秋の全国交通安全運動：9月21日(火)から9月30日(木)
- (2) 和歌山県交通安全運動
わかやま夏の交通安全運動：7月11日(日)から7月20日(火)
わかやま冬の交通安全運動：12月1日(水)から12月10日(金)
- (3) 県内一斉交通安全指導の日
子ども安全の日：毎月1日
近畿交通安全デー：毎月15日
交通事故ゼロの日：毎月25日
- (4) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
4月10日(土)及び9月30日(木)

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底
① 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うなどの基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、運転者に顔を向けるなど横断する意思を伝え、安全を確認してから横

断を始めること、横断中も周りに気を付けることを促す呼び掛けの強化

- (イ) 歩行中児童の交通事故の特徴（全国的に飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（全国的に車両の直前直後横断の法令違反が多いなど）を踏まえた交通安全教育の実施
- (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- (エ) 道路を通行するに際し、歩きながらスマートフォン等の画像を注視したり、操作するなどの危険性の周知徹底

イ 歩行者の安全の確保

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- (イ) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験型の交通安全教育の推進
- (ウ) 反射材用品の視認効果や使用方法の周知と着用の促進

(2) 自転車の安全利用の推進

ア 自転車の交通ルールの周知徹底

「自転車安全利用五則」及び傘差し、スマートフォン・イヤホン等使用禁止の周知徹底

イ 自転車利用者自身の安全確保

- (ア) 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- (イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児2人同乗用自転車について、転倒防止のための利用方法に関する具体的な危険性の周知等、安全利用の促進
- (ウ) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

ウ 自転車保険等の加入の促進

被害者の救済に資するため、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入の促進

(3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- (ア) 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った交通マナーの呼び掛け及び交通ルール遵守の徹底
- (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止できる速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務の遵守による歩行者等の保護の徹底
- (ウ) 運転者に対し、歩行者の保護意識の向上を始め、安全運転に必要な知識や技能を向上するための交通安全教育や広報啓発の推進
- (エ) 運転中のスマートフォン等使用の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発
- (オ) 夕暮れ時における早めのライト点灯及びハイビームの適切な使用

イ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 各種シミュレータを活用するなど、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす

影響が客観視できる参加・体験型の交通安全教育の実施

- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車（セーフティ・サポートカー含む）の普及啓発
- (ロ) 身体機能の低下等により運転に不安のある運転者に対する安全運転相談窓口（#8080・シャープハレバレ）の周知及び利用促進
- (ハ) 運転免許の自主返納に伴う各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (ア) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
 - (ロ) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- エ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止
 - (ア) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発
 - (イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダの普及促進に関する広報啓発の推進
- (4) 飲酒運転の根絶
 - ア 家庭、職場、飲食店等の地域ぐるみで飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
 - イ 「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく飲食店等への啓発及びハンドルキーパー運動の促進
 - ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

8 効果評価の実施

推進機関等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

推進機関・団体		
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県P T A連合会
和歌山県高等学校 P T A連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	南海電気鉄道株式会社 和歌山支社
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利砕石 生産業協同組合	和歌山県保育所連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部